

平成 年 月 日 奥州市長 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	印
	個人番号	
電話番号	性 別	男 女
	生年月日	明・大 昭・平

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

### 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 年 月 日	円

### 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

-----（切り取らないでください。）-----

平成 30 年寄附分

市町村民税  
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名

岩手県奥州市

# 記載例

必ず押印してください。  
(認印で結構です。)

平成 30 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書  
道府県民税

第五十五号の五様式  
(附則第一条の四関係)

平成 30 年 1 月 4 日 奥州市長 殿	整理番号	
住所 〒 023 - 0851 岩手県奥州市水沢区大手町一丁目1番地	フリガナ オウシュウ イチロウ	
電話番号 0197-24-2111	氏名 奥州 一郎	
	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
	性別 男 女	
	生年月日 明・大 昭平 5 5 . 5 . 5	

太枠内の項目を全て記入してください。

個人番号(マイナンバー)を必ず記入してください。

〔個人番号〕欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の知田等に関する法律(マイナンバー法)第16条第1項の個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項第1号の寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとする事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書(確定申告書の提出が義務付けられている場合は、確定申告書の提出が義務付けられているものとみなされる)を提出してください。

寄附年月日、寄附金額を記入してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 30 年 1 月 4 日	20,000 円

「確定申告をする必要のない」方が、ふるさと納税による寄附をした場合のみチェックをしてください。

2. 申告の特例の適用に関する事項  
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項第1号に規定する申告特例対象寄附者である

どちらも該当する場合のみ  
ワンストップ特例の申請が可能です。

(注) 地方税法附則第7条第1項第1号に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年の所得税(所得税)について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(1)に規定する申告特例対象寄附者である者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の年の所得税(所得税)について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除額を算出するに当たって、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除額を算出するに当たって、当該寄附金の提出がされたものとみなされる申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる)が行われた者

今年のふるさと納税による地方公共団体への寄附が5団体以下である場合のみチェックをしてください。  
(寄附回数ではなく、寄附先の地方公共団体の数)

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下となる者をいいます。

上段と同じ住所、氏名を記入してください。

平成 30 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書  
道府県民税

住所	岩手県奥州市水沢区大手町一丁目1番地	受付日付印
氏名	奥州 一郎 殿	

受付団体名 岩手県奥州市

- ※注意事項※
- ・「個人番号のわかる書類の写し」も併せてご提出ください。
  - ・※詳細は「奥州ふるさと応援寄附(ふるさと納税)の今後の手続きについて」をご確認ください。
  - ・本申請書は、平成31年1月10日までに奥州市役所必着でご提出ください。
  - ・寄附時点で確定申告が不要であっても、その後、医療費控除が該当したなどの確定申告が必要となる場合は、今回の寄附金の控除を含めて、確定申告をする必要があります。
  - ・当市に複数回寄附いただいた場合、その都度申請いただく必要があります。
  - ・申請後に住所異動等のある場合、別途届出が必要となりますのでその場合はご連絡ください。